

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
小玉 弘之
釜 菴 敏
(公印省略)

医療機関向けマスクの医療機関等への配布について

本年3月10日に公表された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」(新型コロナウイルス感染症対策本部)においては、医療機関向けのマスクについて、医療機関向けマスク(サージカルマスク)1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布するとされておりました。

今般、厚生労働省において、同マスクに係る医療機関等への優先配布の仕組みが整理され、同省より各都道府県等衛生主管部(局)あて別添の事務連絡がなされましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

国は今回1,500万枚を配布した後も、同様の仕組みにより継続して医療機関等に対してマスクを優先配布するとしております。

なお、各省庁が保有するマスク(約250万枚)については、感染症指定医療機関等に対して別に優先配布するとして、本年3月13日付けで事務連絡がなされておりますので、併せてご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、各都道府県との間で医療機関からの発注先等についてご調整いただき、決まった場合には郡市区医師会及び会員に対して、速やかに周知いただきますよう特段のご配慮を賜りますようお願いのほどお願い申し上げます。

<マスク(約1,500万枚)の配布について>

1. 配布方法

国から都道府県に送付し、原則、都道府県から医療機関等に無償で配布(※)
※地域医師会等を介しての配布、国から医療機関への直送等も可能

2. 配布スケジュール

- ・厚生労働省より別途、各都道府県に連絡予定
- ・国から到着後、2日～3日程度の期間で各医療機関に到着(予定)

3. 医療機関からの発注先

各都道府県との協議により、発注先窓口を決定し、周知していただく

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する
質疑応答集（Q&A）について

令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策一第2弾一」（新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づき、国が買い上げた医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みを「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」（令和2年3月13日付け事務連絡）においてお知らせしたところです。

今般、当該事務連絡に関する質疑応答集を別添のとおり作成いたしましたので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」
に関する質疑応答集 (Q&A)

問 1

今回の事務連絡のマスクは、「医療用マスクの安定供給スキームとは別の整理か。無償か。

(答)

安定供給スキームとは別の整理です。令和元年度予算の予備費を活用して国が一括で医療機関向けマスクを買い取り、都道府県に送付し、都道府県から医療機関等は無償で配布いただくというスキームです。事務連絡にも記載しましたが、安定供給スキームにおける優先供給対象の医療機関のうち、現時点で配送見込のないところについては、このスキームの活用を積極的に検討していただくようお願いいたします。

問 2

省庁が保有するマスク分について、都道府県への送付枚数の提示は直前だったが、今後の国から都道府県への送付の際は、どのようなスケジュールで事前に提示いただけるか。

(答)

本日 3 月 16 日に、合計 1,500 万枚の配布に関し、都道府県別の配布枚数や大まかな到着日の目安を各都道府県に個別にご連絡する予定です。

また、具体的な到着日については、メーカーからの国への納入状況にもよるので、都道府県に送付する前に、できるだけ早く個別にご連絡する予定です。

問 3

都道府県に届いたマスクは、「速やかに」医療機関等に送付するとあるが、具体的にいつまでに届けばよいか。

(答)

今回の優先配布の目的は、医療現場の深刻なマスク不足に対応することであり、一刻も早く医療機関等に配布したいと考えております。

このため、各都道府県におかれては、国からマスクが届いた後、速やかに仕分け作業や発送等を行っていただき、2日～3日程度の期間で医療機関等に届くよう対応をお願いいたします。なお、問5のように国による直送も可能です。

問4

医療機関等への送付にあたって、医師会等の職能団体や保健所等を介して、医療機関等の求めに応じて随時、配布していいか。

(答)

医療機関等への配布に当たっては、管下市町村における状況等の意見を聴くとともに、都道府県医師会等の職能団体と協議してご対応いただきたいと考えております。

また、医療機関等からの求めに応じ、マスクを個別に速やかに配布する体制が整えられている地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等については、その協力が得られる場合、お尋ねのような配布方法をとることは差し支えありません。

その際は、どの医療機関等に何枚配布したかがわかるよう、医師会等の職能団体や保健所等が配布した医療機関等について適切に記録(医療機関等名、配布枚数、配布日)をとっていただき、都道府県から国への報告の際に、情報を集約して適時のタイミングでまとめてご報告ください。

問5

都道府県から管下市町村における状況等の意見を聴き、都道府県医師会等の職能団体と十分に連携して、マスクの配布先の医療機関等のリストを作成した場合は、国による当該医療機関等への直送は可能か。

(答)

都道府県におけるマスクの配布先の医療機関等のリスト(別添)を国に送付いただければ、国にメーカーからの納入があり次第、当該医療機関等に直接マスクを送付します。この方式を希望する都道府県は、3月16日(月)18時(厳守)までに厚生労働省の担当までご連絡ください。

なお、当該リストの作成に当たっては、管下市町村の意見を聴くとともに都道府県医師会等と十分に連携ください(意見聴取等の方法は、各都道府県の実情に合わせて実施ください。)。また、作成したリストについては、3月19日(木)12時(※速やかな発送を確保するため、期限厳守でお願いします。)までに提出いただくようお願いいたします。〆切までに当該リストの提出がな

かった場合は、通常の方式（国から都道府県に送付し、都道府県から各医療機関等に配布する方式）をとります。

ただし、国による医療機関等への直送方式は医療機関等1ヵ所につき1,000枚以上を配布する場合のみとします。また、1,000枚単位での配送といたします。この点にご留意いただいてリストを作成ください。

なお、国から医療機関等への直送を行う場合、これに係る費用の都道府県における財政負担はありません。

直送を希望しない都道府県におかれましても、関係者と調整中の暫定版の同様のリストを提供いただくようお願いいたします。

問6

全都道府県で1,500万枚を配布した後、更なる国が買い上げたマスクの都道府県への送付や医療機関等への配布はあるのか。

(答)

メーカーからの納入状況によりますが、1,500万枚を配布した後も、同様のスキームでマスクの医療機関等への配布を進めてまいります。

問7

都道府県から医療機関等に対して、卸売業者等に依頼して配送するのは可能か。

(答)

都道府県からの医療機関等への配送は、運送業者や卸売業者に依頼して行うことが考えられます。

都道府県から医療機関等に対して卸売業者等を介して配送を委託する場合、卸売業者等とつながりがある特定の医療機関等にのみ送付される等が考えられますので、卸売業者等を介して配布する場合には、配布の計画を定めて卸売業者に依頼するなど、都道府県内で必要としている医療機関等に偏りなく配布されるようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年3月16日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機関向けマスクの医療機関等への配布について

令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」（新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、弊省では、医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みについて整理した事務連絡を、別添の通り、令和2年3月13日付けで都道府県宛てに発出されております。

貴会におかれましては、内容を御了知の上、貴会会員各位への周知を行っていただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

医療機関向けマスクの医療機関等への配布について

令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第2弾―」（新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「緊急対策第2弾」という。）において、医療機関向けのマスクについて、1,500万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを經由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行うこととされております。また、当該優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないよう万全を期すこととされております。

これを踏まえ、下記のように医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みについて整理いたしましたので、都道府県におかれましてはご対応いただけるようよろしくお願いいたします。

記

1 国から都道府県へのマスクの送付について

- 国から都道府県に送付するマスクについては、各都道府県における備蓄状況及び人口を勘案して按分し、送付量を決定いたします。
- まずは、可能な限り早く医療機関等に送付する必要があることから、各省庁の機関が保有するマスクの一部（約250万枚を予定）について、週末に当方において発送作業を行いますので、3月16日（月）には各都道府県に到着することが見込まれます。3月18日（水）までの医療機関等への提供をよろしくお願いいたします。送付量の概数はご連絡させていただいておりますが、確定枚数は、別途ご連絡いたします。

- その後、メーカーからの納入状況に応じ、各都道府県の備蓄状況や管内の新型コロナウイルスの感染状況等を勘案し、順次、都道府県に送付いたします。送付する日程及び送付量については、あらかじめ、ご連絡いたしますが、都道府県に到着次第、速やかに送付いただければと考えております。その詳細は追ってご連絡いたします。

2 都道府県から医療機関等へのマスクの提供について

- 都道府県から貴管下の医療機関等にマスクを提供する際の目安は、以下の考え方を基本としてご判断いただき、国から都道府県に送付する日程にもよりますが、年度内の速やかな配布をお願いいたします。
 - ① 感染症指定医療機関等^{※1}を優先（特に「医療用マスクの安定供給スキーム」による優先供給対象の医療機関）
 - ② 重症度が高い患者が入院する等の病院（救急受入件数、ICU 保有、特定機能病院等を考慮）を優先
 - ③ 在庫の不足の程度（何日分の在庫があるか）など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先
 - ④ その他特別の事由がある場合は当該医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先
 - ⑤ 介護施設等^{※2}については、必要な医療機関に十分配布した上で、布製マスクの送付^{※3}がなされるまでの状況を勘案し、各都道府県の判断で配布することは差し支えありません

※1 感染症指定医療機関等：①感染症指定医療機関（特定、第一種及び第二種）、② 新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、③通知[※]に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関、④帰国者・接触者外来

※ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）

※2 介護施設等：介護施設、障害児・者施設、保育所、家庭的保育事業所、放課後児童クラブ、児童養護施設、幼稚園、認定子ども園、認可外保育施設、保護施設等

※3 緊急対策第2弾において、介護施設等に対して、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布することとしている。

- 都道府県からの配布に当たっては、管下市町村における状況等の意見を聴くなど、情報共有に努めていただくようお願いいたします。
- なお、都道府県の備蓄量についてはこれまで定期的に調査させていただいております。都道府県間で備蓄量に差があることから、備蓄量の多い都道府県においては、他の都道府県に融通していただくことも検討いただけるようお願いいたします。

3 その他

- 都道府県から医療機関等に配布した実績については、医療機関等の状況を国としても把握する必要があるため、週2回、別紙様式に必要事項を記載の上、報告をお願いいたします。
- 都道府県における事務に要する費用（人件費や郵送費等）については、国で財政措置をします。詳細については、別途、ご連絡いたします。

担当者連絡先 マスク等物資対策班（サージカル担当）

TEL 03(5253)1111 内線 8 1 1 1、8 1 1 2

03(3595)3454（夜間直通）

MAIL : haihujisseki@mhlw.go.jp

医療機関向けマスク配布の基本スキーム

- 国が買い上げた医療機関向けマスクを、医療機関のニーズを把握している都道府県に送付し、都道府県から医療機関に提供する。各都道府県の備蓄状況及び人口を勘案して送付量を決定する。
- まず、各省庁の機関が保有するマスクの一部(約250万枚)について、各都道府県に送付し、医療機関に提供する。その後、メーカーからの納入状況に応じ、備蓄状況や都道府県管内の新型コロナウイルスの感染状況等を勘案し、順次、都道府県に送付し、速やかに医療機関に提供する。

